

地球温暖化対策をめぐる最近の動向

1 地球温暖化対策に関する国の現状

1.1 我が国の温室効果ガス排出量（確報値）について

2019（令和元）年度の我が国の温室効果ガス総排出量（確報値）が公表されました。総排出量は12億1,200万トンとなっており、2013（平成25）年度比で14.0%削減となっています。

図 1-1 我が国の温室効果ガス排出量（2019年度確報値）

2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について

- ※ 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた確報値が再計算される場合がある。
- ※ 今回とりまとめた排出量は、2019年度速報値の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったこと、算定方法について更に見直しを行ったことにより、2019年度速報値との間で差異が生じている（表11参照）。

1. 温室効果ガスの総排出量

- 2019年度^{（注1）}の我が国の温室効果ガスの総排出量は、12億1,200万トン（二酸化炭素（CO₂）換算^{（注2）}。以下同じ。）であった。
 - 前年度の総排出量（12億4,700万トン）と比べて、2.9%（3,600万トン）減少した。
 - 2013年度^{（注4）}の総排出量（14億800万トン）と比べて、14.0%（1億9,700万トン）減少した。
 - 2005年度^{（注4）}の総排出量（13億8,100万トン）と比べて、12.3%（1億7,000万トン）減少した。

（注1）HFCs、PFCs、SF₆、NF₃の4種類の温室効果ガスについては暦年値。

（注2）二酸化炭素換算：各温室効果ガスの排出量に各ガスの地球温暖化係数^{（注3）}を乗じ、それらを合算した。

（注3）地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）：各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の温室効果をもたらす程度に対する比で示した係数。条約インベントリ報告ガイドラインに基づき、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書（2007年）による数値を用いた。

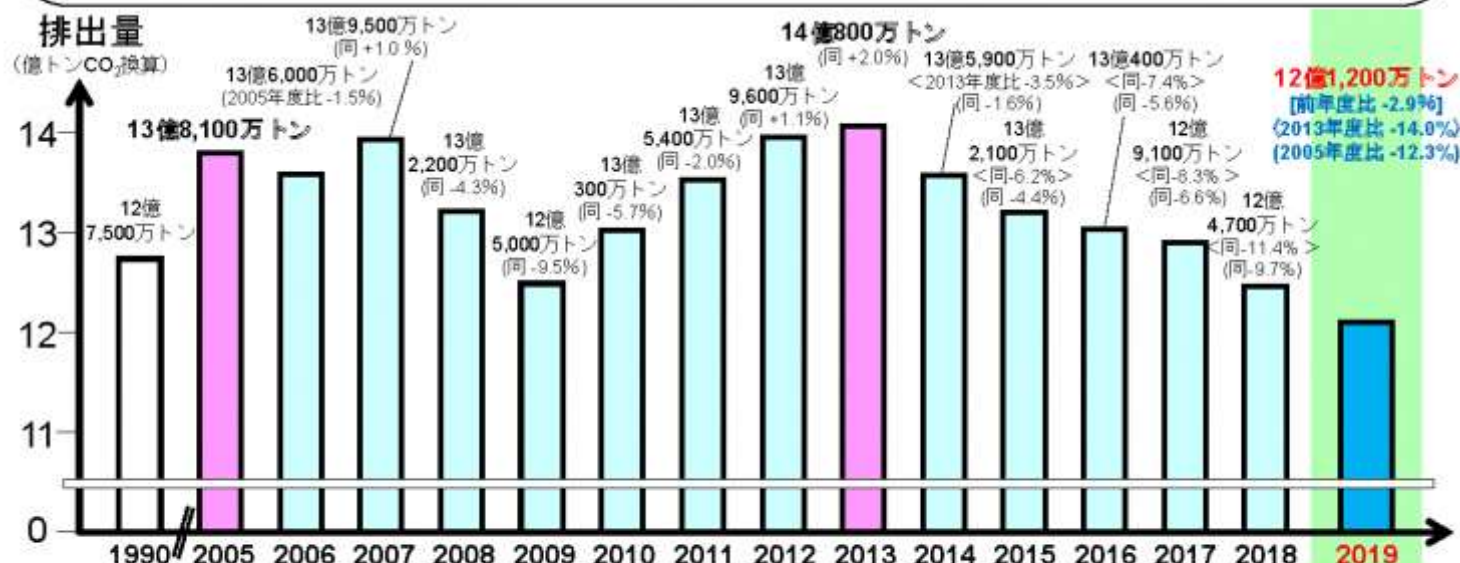
（注4）2020年3月に条約事務局に提出した日本のNDC（国が決定する貢献）において、「我が国は、2030年度に2013年度比▲26%（2005年度比▲25.4%）の水準にする削減目標を確実に達成することを目指す。また、我が国は、この水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく。」との削減目標を掲げている。

出典：2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）

図 1-2 我が国の温室効果ガス排出量の推移（2019年度確報値）

我が国の温室効果ガス排出量（2019年度確報値）

- **2019年度（確報値）の総排出量は12億1,200万トン（前年度比-2.9%、2013年度比-14.0%、2005年度比-12.3%）**
- 温室効果ガスの総排出量は、2014年度以降6年連続で減少しており、排出量を算定している1990年度以降、前年度に続き最少を更新。また、実質GDP当たりの温室効果ガスの総排出量は、2013年度以降7年連続で減少。
- 前年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（製造業における生産量減少等）や、電力の低炭素化（再エネ拡大）に伴う電力由来のCO₂排出量の減少等が挙げられる。
- 2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネ等）や、電力の低炭素化（再エネ拡大、原発再稼働）に伴う電力由来のCO₂排出量の減少等が挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネ等）等が挙げられる。
- 総排出量の減少に対して、冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴う、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量は年々増加している。



注1 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として条約事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた確報値が再計算される場合がある。

注2 今回とりまとめた排出量は、2019年度速報値(2020年12月8日公表)の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったこと、算定方法について更に見直しを行ったことにより、2019年度速報値との間で差異が生じている。

注3 各年度の排出量及び過年度からの増減割合(「2013年度比」)等には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

出典：2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）

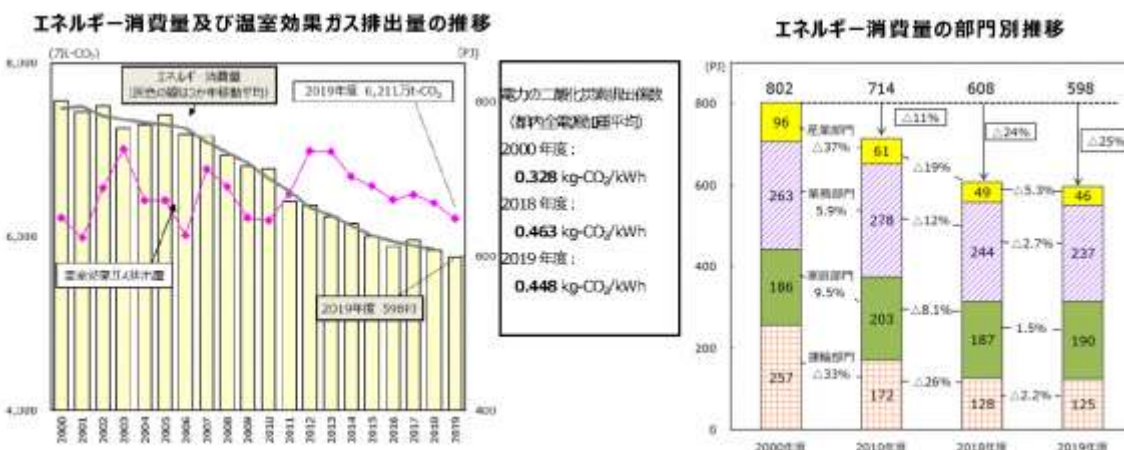
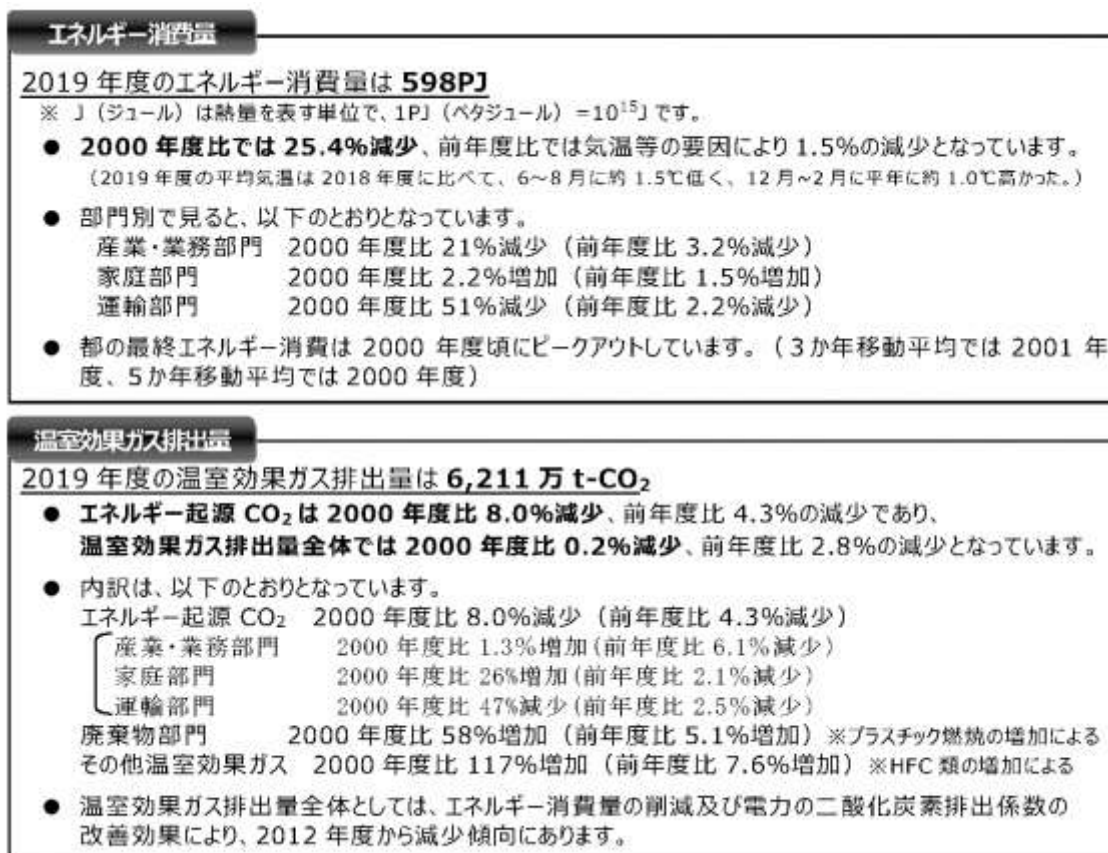
1.2 東京都の温室効果ガス排出量（速報値）

2019（令和元）年度の東京都の温室効果ガス総排出量、エネルギー消費量（速報値）が公表されました。

2019（令和元）年度のエネルギー消費量は、2000（平成12）年度比では25.4%減少しています。また、2018（平成30）年度比では、気温等の要因により、1.5%の減少となっています。

温室効果ガス総排出量は6,211万トンとなっており、2000（平成12）年度比では0.2%減少、2018（令和元）年度比で2.8%減少となっています。2012（平成24）年度以降は減少傾向にあります。

図 1-3 都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2019年度速報値）



出典：都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量（2019年度速報値）（東京都）

2 国の気候変動における動向・情勢

2.1 脱炭素社会に向けた国の政策動向

2050（令和 32）年の脱炭素社会に向け、国では計画の改定や法改正等が進められています。

2.1.1 地球温暖化対策推進法の改正

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が 2021（令和 3）年 3 月 2 日に閣議決定し、2021（令和 3）年 5 月 26 日に成立しました。2050（令和 32）年までのカーボンニュートラルの実現を基本理念として法律に明記することで、政策の継続性・予見可能性を高め、脱炭素に向けた取組やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図るための法律となっています。

2.1.2 新たな地球温暖化対策計画の閣議決定

地球温暖化対策計画が 2021（令和 3）年 10 月 22 日に閣議決定されました。地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、2016（平成 28）年 5 月 13 日に閣議決定した前計画が 5 年ぶりに更新されたものです。

2021（令和 3）年 4 月に表明された、2030（令和 12）年度において温室効果ガスの 46%削減（2013（平成 25）年度比）、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦を続けるという目標を踏まえて策定されたもので、新たな 2030（令和 12）年度目標の裏付けとなる対策・施策が記載されています。

2.1.3 地域脱炭素ロードマップの決定

2021（令和 3）年 6 月 9 日に第 3 回国・地方脱炭素実現会議が開催され、地域脱炭素ロードマップが決定されました。

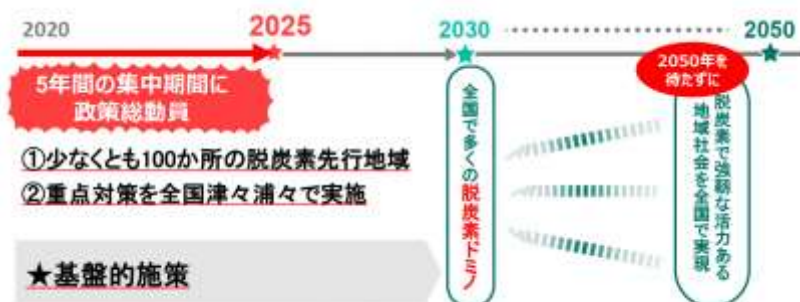
地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に 2030（令和 12）年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すものです。

2020（令和 2）年から 2025（令和 7）年までの 5 年間に集中的に政策を総動員し、国も人材・情報・資金の面から、積極的に支援することとしています。

具体的には、以下 2 つの政策を推進することで、地域の脱炭素モデルを全国に伝搬し、2050（令和 32）年を待たずに脱炭素達成を目指すとしています。

- ①2030(令和 12)年までに少なくとも脱炭素先行地域を 100 か所以上創出
- ②脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行

図 2-1 脱炭素ロードマップ政策イメージ



出典：地域脱炭素ロードマップ（概要）

2.1.4 第6次エネルギー基本計画の閣議決定

脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まりなどの2018年の第5次エネルギー基本計画策定時からのエネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題を踏まえ、2021（令和3）年10月22日に閣議決定されました。

第6次エネルギー基本計画では、2つを重要なテーマとして設定されています。

- ①2020(令和2)年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や2021(令和3)年4月に表明された新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと
- ②気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すこと

2.2 FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取）制度の見直し

2022（令和4）年4月から「FIP制度」がスタートします。

FIP制度とは「フィードインプレミアム（Feed-in Premium）」の略称で、再エネの導入が進む欧州などでは、すでに取り入れられている制度です。この制度では、FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せすることで再エネ導入を促進します。

FIP制度は、再エネの自立化へのステップとして、プレミアムの上乗せやbalancingコスト※などの手当でも考慮されていることから、これらをインセンティブにして、再エネ発電事業者にとどまらず、新たなビジネスの創出やさらなる再エネ導入が進むことが期待されています。

※ バランシングコスト FIT制度では、再エネ発電事業者は発電・需要見込みである「計画値」をつくり、実際の発電・需要「実績値」と一致させること（balancing）が求められます。計画値と実績値の差（インバランス）が出た場合には、再エネ発電事業者は、その差を埋めるために費用を払わなければならない、その費用をbalancingコストと言います。

図 2-2 FIT 制度と FIP 制度の違い



出典：資源エネルギー庁 HP

2.3 気候変動適応に向けた国の動向

2.3.1 新たな気候変動適応計画の閣議決定

2021（令和 3）年 10 月 22 日に気候変動適応計画が閣議決定されました。気候変動適応計画は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

本計画には、気候変動適応に関する施策の基本的方向性（目標、計画期間、関係者の基本的役割、基本戦略、気候変動適応計画の進捗の管理・評価）、気候変動適応に関する分野別施策（「農業、林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）、分野横断的に取り組む基盤的施策について記載されています。

3 東京都の気候変動における動向・情勢

東京都は、2050（令和 32）年 CO₂ 排出実質ゼロに向けて、2030（令和 12）年までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2000（平成 12）年比）する「カーボンハーフ」を表明するとともに、実現に向けて「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートし、取組を加速させています。

また、2022（令和 4）年 2 月に「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速 Fast forward to “Carbon Half”」が策定され、カーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組が示されました。

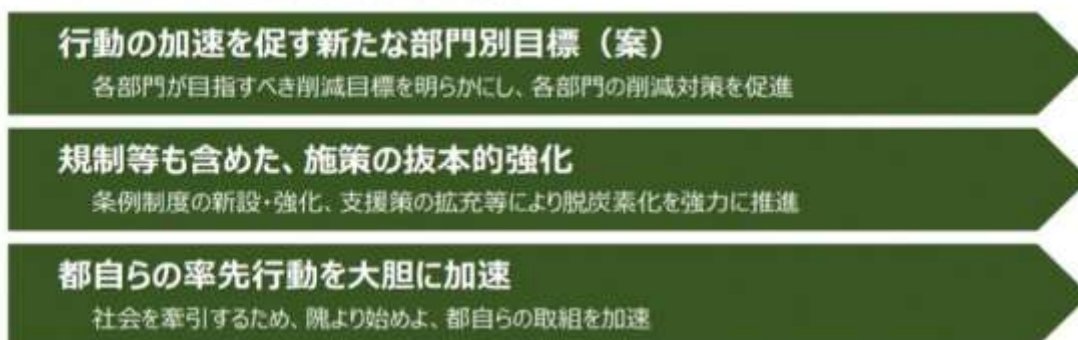
図 3-1 2030・カーボンハーフスタイルの提起



出典：ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

図 3-2 カーボンハーフへの道筋を具体化する3つの取組

<カーボンハーフへの道筋を具体化する3つの取組>



出典：2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 Fast forward to “Carbon Half”

東京都は、「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 Fast forward to “Carbon Half”」の中で、条例による制度の新設・強化、省エネ・再エネを強力に後押しする支援策に加え、東京都のあらゆる事業や国・市区町村等の連携・協働により、施策の抜本的強化を図ることを示しています。

表 3-1 規制等も含めた、施策の抜本的強化

業務・産業部門 家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> 「条例による制度の強化・拡充」と「起爆剤となる支援策」により、早期に脱炭素社会に向けた基盤を確立 	その他ガス（フロン対策）	<ul style="list-style-type: none"> 業務用機器の適正管理、ノンフロン機器の普及等を強化 家庭用機器の法に基づく適正処理を促進
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> 自動車利用の抑制に向けた取組を促進 ZEV※の導入やインフラ整備など、ZEV普及を強力に後押しする施策の強化 	気候変動適応策	<ul style="list-style-type: none"> 都庁全庁を挙げた取組の強力な推進 気候変動適応センターと連携した積極的な情報収集・情報発信
水素エネルギーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> 水素モビリティとインフラの拡大により、水素利用を更に加速 「東京水素ビジョン」を策定し取組を加速 水素の普及、理解促進に向けた取組を推進 	共感・協働	<ul style="list-style-type: none"> 都民、企業等、区市町村、海外諸都市などあらゆる主体の共感・協働を促す取組の強化
資源循環分野	<ul style="list-style-type: none"> 東京サークュラーエコノミー推進センター（仮称）の開設などにより、先進的な取組を社会に展開し、資源の循環利用を促進 廃棄物処理の高度化・高度循環を推進 	都の率先行動	<ul style="list-style-type: none"> 「隗より始めよ」の意識の下、全庁一丸となって行動を大胆に加速

※ZEV：走行時にCO₂等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）のこと。*PHVはEVE-モードによる走行時

出典：2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 Fast forward to “Carbon Half”

4 国の「地球温暖化対策計画」と東京都の「カーボンハーフ」実現に向けた取組

4.1 区に関連する国の地球温暖化対策計画の具体的な対策

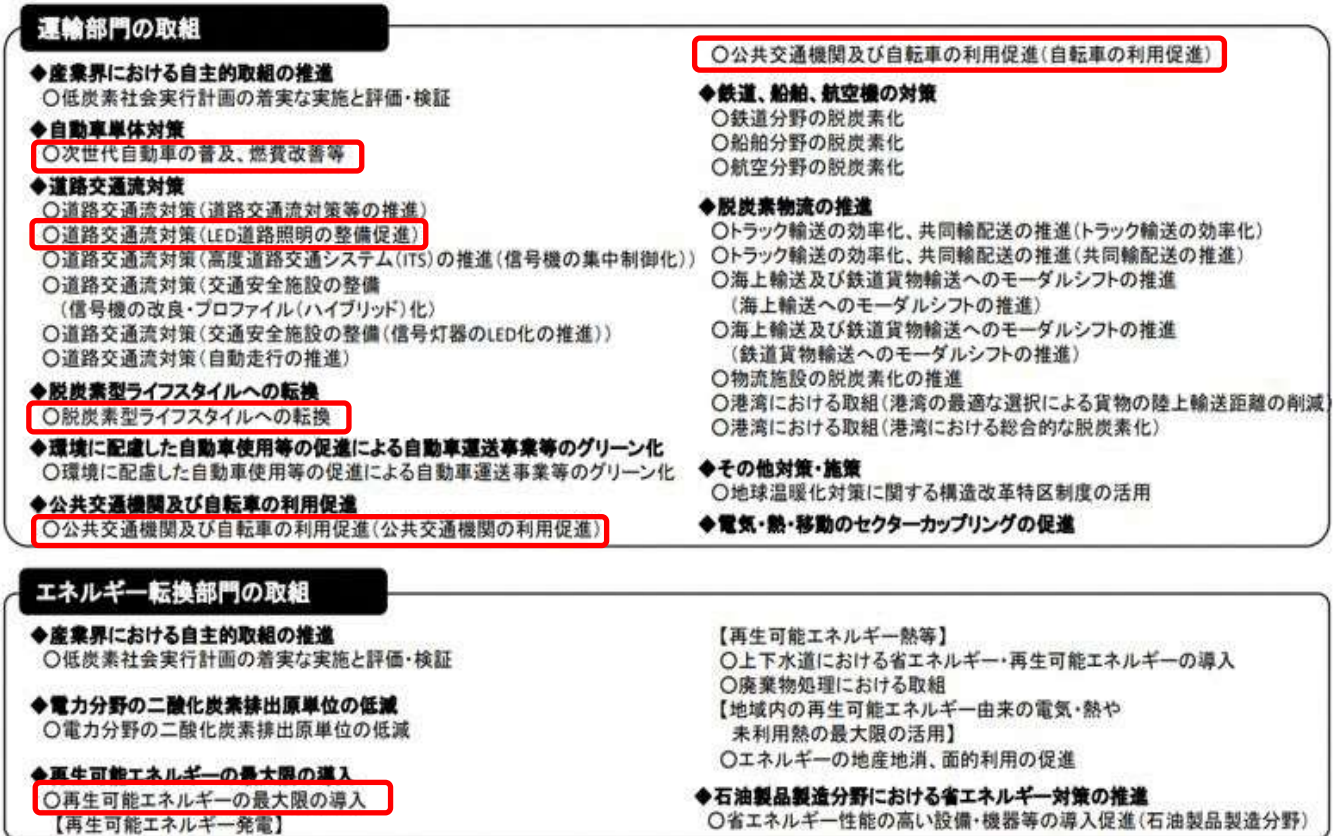
2021（令和3）年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画では、部門別対策・施策に基づき、具体的な対策の2030（令和12）年度の排出削減見込量が示されています。削減量の根拠として示された対策のうち、区に関連する主な項目を部門別に抜粋します。

図 4-1 国の温暖化対策計画におけるエネルギー起源 CO₂に関する部門別対策・施策の全体像(1/2)



出典：地球温暖化対策計画（環境省）より作成

図 4-1 国の温暖化対策計画におけるエネルギー起源 CO2 に関する部門別対策・施策の全体像(2/2)



出典：地球温暖化対策計画（環境省）より作成

表 4-1 区に関連する対策メニューと各主体等に期待される取組（抜粋）

部門	対策項目	各主体に期待される取組	地方公共団体に期待される施策例
産業	◆省エネ性能の高い設備・機器 高効率空調の導入	・製造事業者：高効率空調の技術開発、生産、低価格化 ・事業者：高効率空調の導入	・導入支援 ・普及啓発
	◆省エネ性能の高い設備・機器 産業用照明の導入	・製造事業者：照明の高効率化に係る技術開発 ・販売事業者：高効率照明に係る事業者への情報提供 ・事業者、消費者：高効率照明の導入	・導入支援 ・普及啓発
	◆省エネ性能の高い設備・機器 高性能ボイラーの導入	・製造事業者：高性能ボイラーの省エネ化に係る技術開発、生産、低価格化 ・販売事業者：高性能ボイラーに係る導入事業者への情報提供 ・導入事業者：購入時における高性能ボイラーの選択	・導入支援 ・普及啓発
	◆省エネ性能の高い設備・機器 コージェネレーションの導入	・製造事業者：コージェネレーションの低価格化・高効率化に向けた技術・製品開発 ・販売事業者等：事業者への情報提供・コージェネレーションの効率的活用の支援 ・事業者：コージェネレーションの積極的導入、効率的な活用	・導入支援 ・普及啓発
業務	◆建築物 建築物の省エネルギー化 (新築・改築)	(新築) ・建築主等：省エネ建築物の建築 ・建築物の建築主等：建築物のエネルギー消費性能の表示 (改築) ・所有者等：既存建築物の省エネ改修 (共通) ・熱損失防止建築材料製造事業者等：熱損失防止建築材料	・建築物省エネ法運用 ・普及啓発 ・公共建築物における率先したZEBの実現 ・ZEB等の普及啓

		の熱の損失の防止のための性能の向上	発に向けた支援
	◆省エネ性能の高い設備・機器 高効率照明の導入	・製造事業者:照明の高効率化に係る技術開発、生産、低価格化 ・販売事業者:高効率照明に係る消費者への情報提供 ・事業者:高効率照明の積極的な導入	・普及促進 ・情報提供 ・グリーン購入法に基づく率先的導入の推進
	◆省エネ性能の高い設備・機器 トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	・製造事業者:トップランナー基準以上のエネルギー効率が高い機器の開発・生産・導入 ・販売事業者:トップランナー基準以上のエネルギー効率が高い機器の導入、販売促進、消費者への情報提供 ・消費者:トップランナー基準以上のエネルギー効率が高い機器の導入	・普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先導入
	◆エネルギー管理 BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	・製造販売事業者:低コストで使いやすいビルのエネルギー管理システム(BEMS)の開発、BEMS 導入事業者への情報提供 ・事業者:BEMS や省エネ診断等を活用したエネルギー管理の徹底	・率先的導入 ・普及啓発、 情報提供
	◆その他対策・施策 プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	・消費者:プラスチック製容器包装の分別排出の協力 ・製造等事業者、利用事業者:分別しやすい容器包装の製造等・利用の推進、消費者への普及啓発、地方公共団体への合理化拠出金	・分別した廃棄物のバール化等 ・普及啓発
	◆脱炭素型ライフスタイル クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	・事業者:冷房時及び暖房時の室温(目安)でも快適に過ごすことのできるライフスタイル(クールビズ・ウォームビズ)の推進	・普及啓発
家庭	◆脱炭素型ライフスタイル クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	・一般家庭・個人:冷房時及び暖房時の室温(目安)でも快適に過ごすことのできるライフスタイル(クールビズ・ウォームビズ)の推進	・普及啓発
	◆脱炭素型ライフスタイル 家庭エコ診断	・一般家・個人:家庭向けの省エネ診断「家庭エコ診断制度」を通じて、省エネ製品への買換・サービスの利用・脱炭素型ライフスタイルの選択	・普及啓発
	◆脱炭素型ライフスタイル カーシェアリング	・一般家庭・個人:電気自動車の導入加速、カーシェアリング市場拡大	・普及啓発
	◆脱炭素型ライフスタイル 家庭における食品ロスの削減	・一般家庭:買いすぎをなくすために、買い物に行く前に冷蔵庫の中を確認する、食べられる分の料理を作る等の食品ロス対策の実施	・普及啓発
	◆住宅 住宅の省エネルギー化 (新築、改築)	(新築) ・建築主等:省エネ住宅の建築 ・住宅の販売、賃貸事業者:住宅のエネルギー消費性能の表示 ・特定建築主及び特定建設工事業者:エネルギー消費性能の高い住宅の供給 (改築) ・所有者等:既存住宅の省エネ改修 (共通) ・熱損失防止建築材料製造事業者等:熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の向上	・建築物省エネ法運用 ・普及啓発 ・公的賃貸住宅における ZEH の推進、計画的な省エネ改修 ・ZEH 等の普及拡大に向けた支援
	◆高効率な省エネ機器 高効率給湯器の導入	・製造事業者:高効率給湯器の技術開発、生産、低価格化 ・販売事業者:高効率給湯器に係る消費者への情報提供 ・消費者:高効率給湯器の積極的な導入	・普及促進 ・情報提供
	◆高効率な省エネ機器 高効率照明の導入	・製造事業者:照明の高効率化に係る技術開発、低価格化 ・販売業者:高効率照明に係る消費者への情報提供 ・消費者:高効率照明の積極的な導入	・普及促進 ・情報提供

	◆高効率な省エネ機器 トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	・製造事業者:トップランナー基準以上のエネルギー効率が高い機器の開発・生産・導入 ・販売事業者:トップランナー基準以上のエネルギー効率が高い機器の導入、販売促進、消費者への情報提供 ・消費者:トップランナー基準以上のエネルギー効率が高い機器の導入	・普及啓発 ・グリーン購入法に基づく率先的な導入
	◆エネルギー管理 HEMS、スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	・製造販売事業者:低コストで使いやすい住宅のエネルギー管理システム(HEMS・スマートホームデバイス)の開発、消費者への情報提供 ・エネルギー供給事業者:消費者への省エネ情報提供・消費者:HEMS・スマートホームデバイスの積極的な導入、省エネ行動の実践	・普及啓発、 ・情報提供
運輸	◆自動車単体 次世代自動車の普及、燃費改善	・製造事業者、輸入事業者等:燃費の優れた自動車の開発、生産、販売、輸入 ・販売事業者:燃費の優れた自動車の積極的な販売 ・消費者:燃費の優れた自動車の導入	・普及啓発 ・率先導入、 導入支援 ・インフラ整備
	◆道路交通 LED道路照明の整備促進	・製造事業者:道路照明灯の省エネ化に係る技術開発	・LED道路照明の整備促進
	◆脱炭素型ライフスタイル エコドライブ	・一般車両運転者:駐停車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な低速走行等「エコドライブ」の実施	・普及啓発
	◆脱炭素型ライフスタイル カーシェアリング	・事業者:カーシェアリングの普及促進に資する技術開発 ・事業者、一般家庭・個人:電気自動車の導入加速、カーシェアリング市場拡大	・普及啓発
	◆公共交通機関及び自転車 公共交通機関の利用促進	・交通事業者:公共交通機関の整備やMaaSの提供等によるサービス、利便性の向上 ・事業者:従業員や顧客等への公共交通機関の利用促進 ・国民:公共交通機関の利用	・利用促進 ・エコ通勤の普及促進
	◆公共交通機関及び自転車 自転車の利用促進	・事業者:従業員への通勤や業務利用時における自転車の活用推進 ・国民:自転車の活用	・自転車走行空間の計画的な整備 ・シェアサイクルの普及促進 ・自転車を利用した健康づくりの啓発 ・自転車通勤の促進
エネルギー 転換部門	◆再生可能エネルギー 再生可能エネルギー電気の利用拡大	・発電事業者等:再生可能エネルギー発電設備の長期安定的な運用 ・小売電気事業者等:電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく調達の履行 ・一般送配電事業者:電力システムの安定運用 ・消費者:再生可能エネルギー電気の積極的な使用	・導入支援 ・公共施設等における積極的導入
	◆再生可能エネルギー 再生可能エネルギー熱の利用拡大	・民間事業者:再生可能エネルギー熱利用設備の積極的な導入	・導入支援 ・公共施設等における積極的導入

4.2 カーボンハーフ実現に向けた、東京都の2022（令和4）年度主要施策

東京都では、2022（令和4）年度の主要な施策として位置付け取り組む施策を、5つの柱に分類し、「Ⅱ自然と調和した持続可能な都市」の柱に、「1、ゼロエミッション東京の実現」を位置付けています。「1、ゼロエミッション東京の実現」に向けた施策展開として、「水素モビリティ・自動車の脱炭素化を拡大」「建築物のゼロエミッション化を大胆に推進」「再生可能エネルギーを基幹エネルギーに」「プラスチック対策等の資源循環利用を促進」の4つを掲げています。

表 4-2 ゼロエミッション東京の実現に向けた主な施策

政策	新規・拡充が予定されている事業
水素エネルギーの普及拡大	水素ステーション設備等導入促進事業【拡充】 水素ステーションの整備又は運営をする事業者に対して、整備費及び運営費等の補助を実施 ▶ 水素ステーションに対し、水素と軽油の価格差を補助 ▶ 狭小地での設置が期待される小型水素ステーションの整備費等を補助
	燃料電池バス導入促進事業【拡充】 水素社会の早期実現に向けて燃料電池バスの普及を促進するため、車両購入費の補助を実施 ▶ FCバス導入台数に応じた補助 ▶ 水素STと連動したFCバス補助
	空白地解消に向けた水素ステーション整備事業【新規】 水素ステーションの空白地において、都有地を活用し、移動式水素ステーションによる充填や普及啓発事業を実施
	ZEVトラック早期実装化事業【新規】 商用FCモビリティの実装化に向け、FCトラックの導入支援を実施
	燃料電池フォークリフト導入促進事業【新規】 燃料電池フォークリフトを現場で利用する導入促進調査等を行い、導入拡大を推進
ゼロエミッション・ビークル（ZEV）の普及促進	充電設備導入促進事業【拡充】 ZEVの普及拡大に向けて、区市町村・民間施設等への充電設備の設置を促進するため、設置費及び急速・超急速充電設備の維持管理費の補助等を実施 ▶ 超急速充電器の設備費用を新たに補助 ▶ 戸建て住宅における充電器の補助
	ZEV 導入促進事業【拡充】 走行時にCO ₂ を排出しないZEVの導入促進のため、購入費等を補助
	EVバイク等利活用促進事業【新規】 EVバイクの新たな利活用を促進する先駆的取組を民間事業者から公募し、車両補助等との相乗効果により、需給両面からバイクの非ガソリン化に向けた取組を共同で実施
省エネルギー対策の推進	東京ゼロエミ住宅導入促進事業【拡充】 東京の地域特性を踏まえて省エネ性能の高い住宅を普及させるため、都が定める基準を満たす新築住宅に対して、環境性能に応じた補助を実施
	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業【新規】 都内住宅の断熱性向上や太陽光発電等の設置を進め、住宅の省エネ・再エネ化を促進
	既存住宅省エネ改修促進事業【新規】 既存住宅の省エネ化を促進するため、国事業を活用した補助制度を構築し、省エネ診断・改修に対し補助を行う区市町村を支援
	省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム【新規】 住宅関係団体等との連携による省エネ・再エネ住宅の普及促進に向けた仕組みを構築し、住宅の省エネ性能向上や再エネの利用拡大を促進
	我が家の環境局長事業【新規】 家庭部門対策を進めるため、日々の暮らしにおいて様々な環境配慮行動を実践できるよう、主に子供をターゲットに、分かりやすい情報発信と楽しみながら取り組めるための仕掛けを提供

再生可能エネルギーの導入拡大	<p>都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業【新規】 都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域の都有施設及び家庭等への太陽光パネルと蓄電池設置を促進</p>
プラスチック対策等	<p>廃棄物処理等の自動化推進事業【新規】 労働力不足が深刻化する廃棄物処理・リサイクル分野において、AIを活用した非接触化・自動化を実現する選別ロボットを開発</p> <p>フードテックを活用したアップサイクル(資源の高度循環)促進事業【新規】 不要となった食品等にフードテックを活用し、製品等としてアップサイクルし、食品ロス削減に寄与する新たなビジネスを促進</p>